

平成 30 年 12 月 12 日

国 税 庁

北海道の一部の地域内に納税地がある個人の皆様への予定納税第 2 期分に関するお知らせについて

このたびの北海道胆振東部地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の災害により、北海道の一部の地域（下表の指定地域。以下「指定地域」という。）に納税地がある方につきましては、平成 30 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税第 2 期分については、納付する必要はありませんのでお知らせいたします。

（理由）

今回の災害により、指定地域に納税地がある方につきましては、平成 30 年 9 月 6 日から平成 31 年 1 月 30 日までに期限が到来する国税の申告・納付等の期限が平成 31 年 1 月 31 日（木）となりました。

災害等による期限の延長により、予定納税額の納期限がその年の 12 月 31 日よりも後になる場合は、所得税法第 104 条第 2 項の規定により、予定納税額はないものとなります。

○対象の地域

都道府県名	指 定 地 域	(参考) 管轄署
北 海 道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町	苫小牧

(参考)

平成 30 年 6 月に、以下の書類が送付されております。

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> □□□□ □□□□ </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px; font-size: 1.5em;">様</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">整理番号 </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 確定申告の際には、必ず予定納税額(第1期分と第2期分の合計額)を記載し、控除してください。 </div> <p style="text-align: center;">平成 30 年 6 月 15 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長 税務署長の氏名の記載及び署名印の押なつは省略してあります。</p>
---	---

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(一般用)

●予定納税について

あなたの平成30年分の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の㉑の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、平成30年分の税額の一部を予め納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

	予定納税基準額	円
予定納税額	第 1 期 分	
	第 2 期 分	
振替納税利用金融機関名		

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【振替日】 第 1 期分:平成30年 7 月 31 日 第 2 期分:平成30年11月 30 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記振替日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第 1 期分:平成30年 7 月 1 日 ~ 同年 7 月 31 日 第 2 期分:平成30年11月 1 日 ~ 同年11月 30 日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。 ※第2期分の納付書は後日送付します。

※期限内に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額	区 分	金 額
平成29年分の総所得金額(分離課税の所得は除かれています。)	①	所得税に係る外国税額控除	⑬
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②	所得税に係る源泉徴収税額(下の⑭の金額)	⑭
差引総所得金額(① - ②)	③	再 差 引 所 得 税 額 (⑫ - ⑬ - ⑭)	⑮ (赤字のときは0)
平成29年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④	復興特別所得税額相当額 ⑮ × 2.1%	⑯
所得から差し引かれる金額	⑤	予 定 納 税 基 準 額 (⑮ + ⑯)	⑰
課税される所得金額 ⑤の金額を、まず⑥の金額から差し引き、引ききれないときは、⑥の金額から差し引きます。	⑥	⑱の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算	
⑥に対する金額	⑦	平成29年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑲
⑦に対する金額	⑧	⑲のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	⑳
上の⑧に対する税額	⑨	差 引 税 額 (⑲ - ⑳)	㉑
上の⑨に対する税額	⑩	㉑のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉑ × 100 / 102.1)	㉒
合 計	⑪		
配当控除、投資利権等の控除(特定増改築等)住宅借入金等特別控除、政令等特例控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別控除、固定資産税等特別控除、固定資産税等特別控除	⑫		
差 引 所 得 税 額 (⑩ - ⑫)	⑬ (赤字のときは0)		

詳しくは、同封の『平成30年分 予定納税について』をご覧ください。